

治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十一月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	神原線 西津汲線	揖斐郡揖斐川町東津汲字上山 七二〇番八地先から	同郡同町同字岡山 九一七番一地先まで	一六〇〇	平成二五・二・一五	平成二五・〇・二五

公 示

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を郡上市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
八幡地区	郡上市役所	平成二五・一一・一一～二五・一一・一五

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業輪之内東部地区の換地処分を平成二十五年十一月五日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局矢作ダム管理所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
国土交通省中部地方整備局矢作ダム管理所
- 二 作業種類
公共測量(空中写真撮影(デジタル)、数値図化)
- 三 作業期間
平成二十五年十月二十八日から
同二十六年三月二十七日まで
- 四 作業地域
恵那市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

瑞穂市

二 作業種類

公共測量（修正測量）

三 作業期間

平成二十五年十月二十五日から
同二十六年三月二十五日まで

四 作業地域

瑞穂市

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市小坂町大島の一部（大島2）

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（小坂町大島の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（小坂町大島の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年十一月十五日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市金山町福来の一部（福来10）

三 調査を行った期間

平成十九年度から平成二十五年年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（金山町福来の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（金山町福来の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年十一月十五日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡白川町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡白川町大字切井の一部(切井 1、2)

三 調査を行った期間

平成二十二年度から平成二十五年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡白川町(大字切井の一部)の地籍図

岐阜県加茂郡白川町(大字切井の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年十一月十五日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年十一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	住所
旧十三ヶ村土地改良区	平成二十五年十一月	理事	橋本幸一	養老郡養老町下笠	二〇六五番地一
			陸田敏弘	養老郡養老町大跡	一五三番地
			大倉馨	養老郡養老町鷺巣	九八三番地
			水谷英重	養老郡養老町小倉	一六八番地
			日比昭吾	同	二二四番地二
			北倉義博	同	三九七番地一
			大倉金次	海津市南濃町津屋	二七二番地三

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	住所
旧十三ヶ村土地改良区	平成二十五年十一月	理事	橋本幸一	養老郡養老町下笠	二〇六五番地一
			陸田敏弘	養老郡養老町大跡	一五三番地
			大倉正廣	養老郡養老町鷺巣	二二八九番地二
			水谷英重	養老郡養老町小倉	一六八番地
			木村茂	同	一八一番地
			北倉義博	同	三九七番地一
			大倉金次	海津市南濃町津屋	二七七二番地三
			日比保二	海津市南濃町戸田	八九二番地
			高木義光	海津市南濃町庭田	一三五番地
			伊藤秋弘	海津市南濃町野	八六六番地二
			加藤清美	海津市南濃町上野河戸	九一九番地
			菱田秋義	養老郡養老町釜段	七八七番地
		監事	西脇義孝	養老郡養老町大跡	五六番地

同	同	同	同	同
伊藤正男	伊藤浩	石原芳美	藤田三藏	田中敬一
養老郡養老町瑞穂	海津市南濃町羽沢	海津市南濃町奥条	養老郡養老町小倉	養老郡養老町鷺巣
七七五番地	三四六番地一	三七九番地	一二一番地	九八九番地一

平成二十五年十一月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社